

議題 1

薪ストーブを取り巻く環境について

(一般財団法人 木のいえ一番協会)

火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会（第1回）

火気使用室の内装制限の合理化

- 2009年、火気使用室の内装制限の合理化の告示（建築基準法関係）が制定され、薪ストーブやガスレンジ等を設置する住宅の居室の内装に木材を使いやすくなった。2020年住宅以外への用途拡大により、薪ストーブ利用はさらに進むと思われる。
- 告示では薪ストーブの容積・形状に応じた壁・天井からの離隔距離を決めているが、消防告示とは異なっている状況。

木材・木質バイオマスエネルギーの利用拡大

- 木材利用の拡大と木質バイオマスエネルギーの利用の拡大は、省エネを推進する国の施策であり、日本暖炉ストーブ協会・木のいえ一番協会では、薪ストーブの販売台数を大きく増やし省エネに寄与したいと考えている。
- 現在、建物の省エネ計算にあたり薪ストーブは暖房機器としてカウントできない状態であるが、2014年からの省エネ機器認定に向けた議論が進み2021年に決着した。
それを受けて、暖炉ストーブ協会・木のいえ一番協会では、薪ストーブのJIS化を目指した検討委員会開設の準備を開始しているが、数年内に省エネ計算にカウントできるようになり、薪ストーブ利用は拡大するはずである。

薪ストーブの出荷台数等について

- 薪ストーブの出荷台数は、昨年度の日本暖炉ストーブ協会の集計で7,300台、過去2014年には同様に10,800台であった。日本暖炉ストーブ協会委員以外による販売も増加傾向にあり、現在でも年間10,000台以上の市場規模であると考えられる。
- 日本暖炉ストーブ協会によると薪ストーブの設置は、煙突経路の確保も必要となるため、設計段階から打合せを重ね、新築時に合わせて行われることがほとんどである。

公表販売台数

〔一般社団法人 日本暖炉ストーブ協会 2022年2月〕

2021年販売台数

7,300台

1995年～2021年累計公表台数

200,100台

登録メーカー数

15社

登録正会員数

74社

消防庁告示による試験基準について

- 消防庁告示ではストーブの燃焼が定常状態になり周囲の温度測定をし、制限温度に達する距離を離隔距離にできるが、薪ストーブは、燃料となる薪の投入は断続的におこなわれ、その都度発熱量が増加し徐々に減少するという繰り返しのため定常状態にはなりえない。そのため、離隔距離は省令（火災予防条例）で一律に定められている距離に従っている。

薪ストーブの離隔距離に係る現状について

- 対象火気省令（火災予防条例）で定める離隔距離は、建築基準法・告示で定める離隔距離よりも大きい場合が多く、薪ストーブ設置に広いスペースが必要となってしまう、設置を断念せざるを得ないケースも少なくない。
- 薪ストーブそれぞれの性能に応じた離隔距離が実現すると、薪ストーブ導入の選択肢も増えユーザーにとって利益は大きくなる。それに加えて木質内装と薪ストーブ需要の拡大にもつながることとなり、日本全体の木材利用及び薪需要が拡大し脱炭素・省エネが進むことになる。